

日本共産党区議会議員
Japanese Communist Party

安藤たい作

区政報告 ニュース 第90号

住民税の「年金天引き」の知らせに怒り!

生活保護基準以下の年金額の方からも天引き、納税相談の機会も奪うのは「生存権」の侵害です



首都・東京で、日本共産党員が首長の自治体があるのをご存知ですか。狛江市です。矢野市長の著書「市民輝く狛江へ」が面白いです。

これまで、年金受給者の方の住民税は年4回に分けて納付書で納めるのが基本でしたが、6月に郵送された税額決定通知の第三期目以降の金額欄には「***」と記され、代わりに「公的年金天引き」の欄が加わっています。



税額計算	1 課税標準額 (課税所得金額)(円)		2 算出所得割額 (1×税率)		3 延年税額 (1+2) Value of Tax	
	区民税	都民税	区民税	都民税	延年税額	Value of Tax
A 総所得	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
B 給与等控除	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
C 分離短期譲渡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
D 分離長期譲渡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
E 株式等の譲渡等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
F 先物取引	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
G 山林・退職	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③ 算出所得割額計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
4 調整控除額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤ 配当控除額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
6 住宅借入金等特別控除額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
7 寄附金税額控除額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8 外国税額控除額等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
9 配当割・株譲渡割額控除額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
⑩ 差引所得割額 (3-4-5-6-7-8-9)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
⑪ 均等割額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納付期限	平成21年6月30日	平成21年8月31日	平成21年11月1日	平成22年2月1日
納付税額	0.00	0.00	***	***
納付充当額	0.00	0.00	***	***
⑫ 差引納付額	0.00	0.00	***	***

公的年金特別徴収先名及び種類	支払者の名称	公的年金の種類
徴取月	特別徴収税額	
平成21年10月	0.00	
平成21年12月	0.00	
平成22年2月	0.00	

公的年金特別徴収先名及び種類	支払者の名称	公的年金の種類
社会保険庁	社会保険庁	公的年金の種類
老齢基礎年金		

介護保険料、後期高齢者医療保険料に続いて住民税まで天引き。毎年のように上がる税や保険料が次々と天引きされていき、受け取る年金は目減り。「またか」の声があがっています。

区は天引きの目的について「納税者の利便性が向上する」としつつも、「区の徴収の効率化」を言い、(天引きにより)「滞納というものが発生しない」というふうにも考えていると答弁。完全に徴収側の理屈です。

年金受給者で課税対象となるのは年収155万円以上の方。つまり、生活保護基準以下の方

また、納付書によるこれまでの納付方法では、区の窓口で分割などの納税相談ができました。しかし、否応なしの天引きにより、徴収側としてはとりっぱぐれがなくなりませんが、この相談の機会が事実上、奪われかねません。「効率重視」で、区民の生活実態や苦境に心を寄せない姿勢でよいのか。お困りの方は、天引きされる前、「相談をお寄せ下さい。」

10月から、65歳以上の年金生活者の住民税が年金からの天引きになります。昨年11月の区議会で自民・公明・民主らの与党が天引きに賛成(共産党は反対)し決定。実施にうつされるものです。

も天引き対象に入り、「生きていくのに必要な最低限度の生活費には税金をかけない」という民主的税制の原則に反し、憲法25条「生存権」も侵すものです。

安藤たい作プロフィール '74年宮城県仙台市生まれ。国立宮城教育大卒。'98年漫画家を志し上京。'02年青年誌奨励賞受賞。'06年の区議補選で初当選。

安藤たい作ニュースは、「品川区議会における政務調査費の交付に関する規定」で定める使途基準「広報・活動費」に基づき、政務調査費によって発行されています。ご意見・ご感想をお寄せください。

お知らせ

8月の

無料生活・法律 相談会

8月12日(水)
夜6:30~8:30

安藤たい作西品川事務所
(品川区西品川3-16-3 TEL:03-3491-3230)
大崎駅より徒歩8分・百反坂沿い

①弁護士さんと一緒に相談会を行います。
生活のこと法律のこと、お気軽にご相談ください。

②当日直接お越しいただいても結構ですが、
お待ちしております。事前に電話を
入れた上、ご参加いただけると確実です。

(平日日中:5742-6818)

(土日は:3785-2810)

とにもかくにも、
応募しないと当たりません!

都営住宅募集 があります。

- ◆単身者向、ポイント方式等
- ◆申し込み—8月3日(月)
~12日(水)
- ◆ポイント方式とは、抽選によらず、住宅困窮度の高い方から順に入居予定者として登録するものです◆対象世帯は、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、車いす使用者世帯、特に所得の低い一般世帯、限定です。
- ◆8月3日から、生活と健康を守る会の相談会が始まります。お気軽に問い合わせ下さい

日本共産党区議会報告2009年8月号が 8月4日の朝刊に 折り込まれます。 是非、ご覧下さい。

(通称) 団ニュース/主な内容:

- 【1面】中小業者の仕事確保を!
- 【2・3面】教育改革の真摯な検証を/
「たまゆら」を繰り返すな/核兵器廃絶
へ品川区も行動を/中央環状高速道路品
川線
- 【4面】年金から住民税まで天引きに/
保育園つくっての運動広がる/新型イン
フルエンザ対策

折込日: 8月4日(火)
朝日、毎日、読売、産経、
東京の5紙

*「赤旗」日曜版8月2日号にも折り
こまれます。

*郵送をご希望の方はご連絡下さい
(共産党控室 5742-6818 直通)

安藤たい作ニュースへのご意見・ご感想、区政へのご要望、質問
や相談など、なんでもお寄せ下さい。

*任意で【お名前】

【ご住所】

3778-3088 (FAX) まで
〒140-0005 品川区広町2-1-36 品川区役所内共産党控室